

特定子ども・子育て支援施設等の運営について

(1)確認に関する届出について

特定子ども・子育て支援施設等の確認の内容に変更が生じた場合や、確認を辞退する場合には、国の規定に基づき、次のとおり市へ届出が必要となります。

市の所定様式を使用し、こども家庭課保育係へ提出してください。

① 変更の届出

【届出の時期】変更が生じた日から10日以内

【届出の様式】

特定子ども・子育て支援施設等確認変更届(確認様式第2号)

【届出が必要な項目】

ア 施設または事業所の名称、

子ども・子育て支援施設等の種類及び設置の場所

イ 設置者または申請者(法人等)の名称、

主たる事務所の所在地、

代表者(法人理事長等)の氏名・生年月日・住所及び職名

ウ 設置者又は申請者の定款、寄付行為等及び

その登記事項証明書又は条例等

エ 施設又は事業所の管理者(施設長)の氏名、生年月日及び住所

オ 役員の氏名、生年月日及び住所

※イ・オの場合は、届出様式とあわせて、誓約書の添付が必要。

※ウ(登記事項証明書を除く)について、市町村長がインターネットを利用し、当該事項を閲覧できる場合、この限りでない。

② 確認の辞退の届出

【届出の時期】辞退する日から3か月以上前までに

【届出の様式】

特定子ども・子育て支援施設等確認辞退届(確認様式第3号)

【辞退に伴う責務】

当該子ども・子育て支援を受けていた者に対し、必要な教育・保育その他の子ども・子育て支援が継続的に提供されるよう、関係者との連絡調整その他必要な便宜の提供を行うこと。

(2)特定子ども・子育て支援施設等の運営基準について

国が定める運営基準(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準)において、特定子ども・子育て支援提供者(施設・事業者)が遵守すべき事項が規定されています。

施設等利用給付認定保護者(無償化の対象となる児童の保護者)の利用に関し、以下の事項を遵守することが求められます。

① 特定子ども・子育て支援を提供した際は、提供した日及び時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録しなければならない。

〈運営に関する基準第 54 条〉

② 施設・事業者は、保護者から特定子ども・子育て支援の提供の対価(利用料)と特定費用(日用品費、行事費、給食費、通園送迎費)などの支払いを受けることができるが、特定費用については、あらかじめ金銭の用途及び額並びに理由について、書面により明らかにするとともに、保護者に説明を行い、同意を得なければならない。

〈運営に関する基準第 55 条〉

③ 利用料及び特定費用を受領した際は、領収証の交付が必要であり、領収証には、利用料と特定費用を区分して記載しなければならない。(※ただし、特定費用のみの支払を受ける場合は、この限りでない。)

〈運営に関する基準第 56 条第 1 項〉

④ ③の支払いに係る特定子ども・子育て支援を提供した日、時間帯、内容、費用の額その他施設等利用費の支給に必要な事項を記載した「特定子ども・子育て支援提供証明書」を交付しなければならない。(※施設等利用費を法定代理受領する場合は、市に対しても「特定子ども・子育て支援提供証明書」の提出が必要となる。)

〈運営に関する基準第 56 条第 2 項〉

⑤ 施設等利用費を法定代理受領した場合には、保護者に対し、代理受領した施設等利用費の額を通知しなければならない。

〈運営に関する基準第 56 条第 2 項(第 57 条による読替)〉

| |
|---|
| <p>⑥ 施設・事業者は、保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 〈運営に関する基準第 58 条〉</p> |
| <p>⑦ 施設・事業者は、子どもの国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するかどうかによって、差別的取り扱いをしてはならない。 〈運営に関する基準第 59 条〉</p> |
| <p>⑧ 施設もしくは事業所の職員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、施設・事業者は、職員であった者が、秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。 〈運営に関する基準第 60 条第 1 項及び第 2 項〉</p> |
| <p>⑨ 小学校、他の特定子ども・子育て支援提供者その他の機関に対し、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかななければならない。 〈運営に関する基準第 60 条第 3 項〉</p> |
| <p>⑩ 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。また、①の記録(「特定子ども・子育て支援」の提供の記録)及び⑥の記録(「不正な行為に係る市町村への通知」)については、その完結の日から5年間保存しなければならない。 〈運営に関する基準第 61 条〉</p> |

※運営に関する基準:特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準(平成 26 年内閣府令第 39 号)

【 担当:弘前市こども家庭課 保育係(TEL:0172-35-1131) 】